

東京大学経済学図書館利用規則

(昭和 41.11.1 制定)

改正 昭和 46.12.1、昭和 60.4.1
平成 6.6.22、平成 12.3.22
平成 12.9.27、平成 14.1.9
平成 16.5.12、平成 17.6.22
平成 19.4.25、平成 22.5.12
平成 23.5.25、平成 26.2.5
平成 28. 2.3

(目的)

第1条 この規則は、東京大学経済学図書館規則第9条の規定に基づき、経済学図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 経済学部資料室の利用については別に定める。

(開館日及び開館時間)

第2条 開館日及び開館時間は、次のとおりとする。

平日 9時から20時まで

土曜 12時から17時まで

夏季休業開始日から8月31日までの期間

平日 9時から17時まで

冬季休業期間

平日 9時から17時まで

土曜 12時から17時まで

2 前項にかかわらず、大学院経済学研究科及び経済学部（以下「本学部」という。）において授業または定期試験が実施される日は、原則として9時から20時まで開館する。

3 図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めた場合には、臨時に開館し、また、開館時間を変更することがある。

(閉館日)

第3条 閉館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び祝日

(2) 東京大学記念日 4月12日

(3) 設備点検日

(4) 年末年始 12月28日から1月4日

(5) 休館日 偶数月の月末日（月末日が休日・土曜日の場合はその前日とする。）ただし、教員及び本学部で協力講座を担当する本学教員（以下「協力講座担当教員」という。）が緊急に図書の利用を必要とする場合はこれを認める。

(6) 夏季休業開始日から8月31日までの土曜日

(7) 大学入試センター試験実施日及び東京大学入学試験実施日

2 館長が必要と認めた場合には、臨時に閉館することがある。

(閲覧資格)

第4条 図書を閲覧できる者は、次のとおりとする。

(1) 本学部の教員及びこれに準ずる者

(2) 本学部の名誉教授

(3) 本学大学院経済学研究科学生

(4) 本学経済学部学生

(5) 本学部の職員

- (6) 本学の教員及びこれに準ずる者
 - (7) 本学大学院研究科学生
 - (8) 本学学部学生
 - (9) 本学の職員
 - (10) 本学の卒業生、元教員、大学院修了者、及びこれに準ずる者
 - (11) 本学部の教授・准教授の紹介により館長の許可を受けた者
 - (12) 図書館または本学附属図書館の協定機関に所属する者
 - (13) その他、図書館の利用を希望する一般の学外者
- 2 前項第1号、第6号及び第10号のこれに準ずる者とは、館長が認める者をいう。
- 3 第1項第3号及び第7号の大学院研究科学生には、東京大学大学院学則に規定されている身分を含む。
- 4 第1項第4号及び第8号の学部学生には、東京大学学部通則に規定されている身分を含む。

(書庫内図書の閲覧手続及び冊数)

第5条 書庫内図書の閲覧にあたっては、閲覧図書請求票等を提出し、別に定める内規により図書の受け渡しを行う。

(閲覧図書の返却及び継続閲覧手続等)

第6条 閲覧した図書は、当日中に返却しなければならない。

- 2 閲覧中の図書は、館外に持出してはならない。なお、外出する場合、図書は一時返却するものとする。
- 3 閲覧中の図書を翌開館日も閲覧することを希望するときは、その図書を返却するにあたって、継続閲覧の申込みをすることができる。継続閲覧の申込み者は、翌開館日に限り、その図書を優先的に利用することができる。
- 4 閲覧室では静粛をたもち、特に許可された場合を除き、飲食してはならない。

(帯出資格)

第7条 次に掲げる者は、図書を館外に帯出することができる。

- (1) 第4条第1項第1号から第9号に掲げる者
- (2) 第4条第1項第10号から第12号に掲げる者で、館長が特別に許可した者

(帯出冊数及び期間)

第8条 帯出できる図書の冊数及び期間は、次のとおりとする。ただし、製本済みの定期刊行物（以下「製本雑誌」という。）ならびに電子媒体資料及びAV資料（以下「電子媒体資料等」という。）については、帯出期間を1週間とする。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる者並びに協力講座担当教員については、図書100冊 3ヶ月、製本雑誌及び電子媒体資料等各100冊
 - (2) 第4条第1項第2号から第3号に掲げる者については、図書30冊 2ヶ月、製本雑誌及び電子媒体資料等各30冊
 - (3) 第4条第1項第4号、第5号及び第9号に掲げる者については、図書5冊 2週間、製本雑誌及び電子媒体資料等各5冊
 - (4) 第4条第1項第6号に掲げる者については、図書30冊 1カ月、製本雑誌及び電子媒体資料等各30冊
 - (5) 第4条第1項第7号に掲げる者については、図書10冊 1カ月、製本雑誌及び電子媒体資料等各10冊
 - (6) 第4条第1項第8号及び第7条第2号に掲げる者については、図書3冊2週間、製本雑誌及び電子媒体資料等各3冊
- 2 未製本の定期刊行物については、第4条第1項第1号に掲げる者に限り、2日間帯出できる。
- 3 帯出期間満了後の図書については、返却するか、あるいは新たに帯出手続をとらなければ

ばならない。

(帯出図書の保管責任)

第9条 帯出中の図書は、各自責任をもって保管しなければならない。

2 帯出中の図書を転貸してはならない。

(帯出中の返却請求等)

第10条 館長は、管理上必要と認めるときは、帯出中の図書の一時返却、あるいは帯出の一時停止を行うことができる。

(指定図書の利用)

第11条 指定図書の利用については、別に定める「経済学図書館指定図書運用規程」による。

(帯出禁止図書の利用の制限)

第12条 閲覧室に配架されている参考図書類、抄録誌及び索引誌、並びに書庫に配架された図書のうち指定されたものは帯出できない。

(書庫の検索)

第13条 第4条第1項第1号から第3号及び第5号に掲げる者、並びに協力講座担当教員は、書庫に入り、図書を検索することができる。

2 第4条第1項第4号に掲げる者のうち、所定の講習会に参加した者は、書庫に入り、図書を検索することができる。

3 第4条第1項第6号から第12号に掲げる者については、館長の特別の許可を得て書庫に入り、図書を検索することができる。

4 鞆等の所持品は、書庫内に持ち込むことはできない。また、書架上の図書の配列を乱さないように注意しなければならない。

(資格の喪失と図書の返却)

第14条 図書の帯出資格を失った者は、帯出中の図書をただちに返却しなければならない。

(利用の停止等)

第15条 図書館の利用にあたってこの規則に違反した者及び館内秩序を乱した者に対しては、館長は、閲覧、帯出の停止・禁止又はその他適当な措置をとることができる。

2 利用中の図書について汚損、破損又は紛失等の事故を生じたときは、利用者は、弁償しなければならない。

3 館長は、試験期間中など閲覧室が非常に混雑し、本学部・本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合には、利用を制限することができる。

4 館長は、附属図書館長が利用停止を求めた者の本館利用を停止することができる。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第16条 館長は、本館の図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関して必要な事項は、別に細則及

び内規で定める。

第18条 図書を利用者の閲覧に供するため、それらの目録及び利用規則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

附 則

この規則は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年5月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。